

1. 件名

原子燃料工業（株）熊取事業所の加工施設の設計及び工事の計画の変更
について（行政相談）

2. 日時

令和4年6月30日（木） 13時30分～16時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、内海安全審査官

検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、永井主任原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

取締役 常務執行役員

熊取事業所 環境安全部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所 新規制基準適合性 耐震計算書の総点検結果につ
いて（報告）NFAK-22043-2

資料2：熊取事業所第5次設工認（4回目補正）コメント対応整理表
（R4/6/30）H-22097

資料3：先行設工認申請書における記載の再確認結果と対応について
H-22091

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の内海です。それでは定刻になりましたので本日の面談を始めさせていただきます。
0:00:08	本日の面談は熊取事業所から
0:00:13	前回の面談に引き続き、耐震計算書総点検の資料、
0:00:18	に関してご説明があるとともに、今後予定している、軽微変更届け出について行政相談があるものでございます。
0:00:25	それでは事業者の方からご説明の方をお願いいたします。
0:00:33	はい。原子燃料工業の伊藤でございます。
0:00:36	まず最初に耐震耐震計算書の総点検の結果についてのご説明ということによろしいでしょうか。
0:00:46	規制庁ウツミですそれでその通りをお願いいたします。
0:00:50	はい承知いたしました。耐震計算書の総点検に関する本日の面談資料2点ございまして、1点目が、耐震計算書の総点検の報告書、これの改訂に版になります。
0:01:05	それと、対になるものでございますが、6月16日の面談でのコメント対応整理表、文書番号で言いますと、12097、この2点でございます。
0:01:20	それです報告書の改訂の箇所ですが、このコメント対応整理表との対応でご説明させていただきます。
0:01:29	このコメント対応整理表、番号で申し上げますと、0616-106-16-4
0:01:38	0616-5、この3点に関して報告書の改定が主なものがなされています。
0:01:48	まず0.16の1、これ設工認申請書への転記の誤りにつきまして、原因と対策の記載が、前の面談資料ではございませんでしたのでそれを追記したものでございまして、
0:02:03	これに関する記載はですね、添付。すいません、報告書N f K 2043--2のですね、
0:02:13	17ページ。
0:02:16	失礼いたしました。15ページ、それから17ページ、この2ヶ所に跨っております。
0:02:27	15ページのですね、
0:02:30	最初のパラグラフ、
0:02:34	これに
0:02:39	設工認申請書への展開あまりの原因、それを記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	それから、その対応するですね是正措置として、17ページの⑤番のところ、
0:02:55	これの二つ目のポツ、これが設工認申請書への転記誤りに対する是正措置ということで、材質に関する記載等、
0:03:05	耐震計算を行う場合とですね、設工認申請書を作成する場合で、記載におけるぎ重要となるポイント、こういったものが違ってくる場合がありますので、そういった視点の違いを明確し、明確にですね、
0:03:19	ゆ要領書類に定めるところを、記載を見直してございます。
0:03:25	続きましてコメント番号 0616-4。
0:03:30	これ顛末書報告書の2ページ3ページ、①②の説明の中で、必要な記載が不足しているものをすべて摘出しという記載がもともとございましたけれども、
0:03:43	この際、すべて摘出するための方法、こういったものが記載が不足しておりましたので、それを追記してございます。
0:03:53	それを追記してございますのが、報告書2ページ、それから3ページですね3ページでございます。
0:04:03	まず補修作業をするための方法でございますけれども、それが報告書3ページの上から1行目に秒2行目にかけて記載をしてございます。
0:04:16	補修案件の摘出、これは耐震計算書の添付資料の中の記載、これを確認すること、それから耐震計算のインプットの確認、こういったものを組み合わせでですね、
0:04:29	補修作業をピックアップしまして、それがすべて耐震計算書の本文の方にきちんと書かれているかというところを確認しております。併せてですね補修作業管理表との照合というものも、
0:04:44	組み合わせとして行っているという状況でございます。
0:04:49	それから、設工認し、すいません、改造部位について、改造する旨の記載があるかという点に関しましては、耐震計算書と設工認申請書の比較を行うということによりまして、必要な記載がすべて
0:05:06	あるのかないのかという確認を行っているという状況でございます。
0:05:11	続きましてコメント番号 0916 のコメントといたしまして社内のプロセスにおいて、補修作業と改造工事でレベル感がかなり異なるというようなコメントをいただいております、
0:05:26	それに対してどのような見直しをする必要があるかというところを報告書の方に、追記してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	そちらがですね報告書で申し上げますと、まず4ページの一番下の営業。
0:05:41	五行にわたりますして、今、現状の状況がどうであるかというところをまず、記載してございます。
0:05:50	補修作業が必要になった場合のですね、丹設計担当から、補修作業管理担当への連絡の手段、これが不明瞭だったと、というような状況ですとか、
0:06:03	工事、すでに実施済みの補修作業の中には、改造工事等を、異なって工事作業計画書を作成、説明を行っているようなものがあると、というような状況。
0:06:16	これを明記をしてございます。
0:06:19	それを受けてですね、その原因と対策といったところを、報告書の12ページの5.1の冒頭ですとか、
0:06:30	報告書15ページ、
0:06:35	の下のパラグラフですね片括弧A、補修作業に関する管理方法が不明確であった原因。
0:06:44	是正措置といたしまして17ページ、片括弧補修作業に関する管理方法を明確にする措置といったところに、
0:06:53	記載をしてございます。
0:06:57	補修作業に関してですね、社内プロセスを見直すべき点が発生してしまった原因、三つ、15ページにまとめて書いておりますけれども、
0:07:08	補修作業が必要となった場合の連絡方法、これが要領書類に、明確に規定されてなかったというところ。
0:07:16	それから補修作業の内容に変更があった場合の、補修作業管理表の更新方法、これも要領書類に規定がなかったと。
0:07:25	また補修作業に関連する要領水位の規定がですね、十分ではなかったというところが、原因ですね、
0:07:37	補修作業に関連する必要な
0:07:42	作業計画書、こういったものの、文書の作成に不十分な点が生じたというふうに原因を特定いたしまして、それらを是正するための措置として17ページ、片括弧Aのところの、
0:07:56	3点でございましてけれども、補修作業が必要となった場合の連絡方法の要領書類への規定。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:05	補修作業の内容に変更があった場合の補修作業管理表の更新方法、これを要領書に規定する。
0:08:13	それから補修作業に関連する要領書類を改定いたしまして、補修作業についても、改造工事と同様にですね、工事作業計画、工事作業計画を作成して実施するというところを明確に規定すると。
0:08:27	いう対策をとるということにいたしまして、それらを報告書に明記をいたしました。
0:08:34	それからですねコメント対応整理表には記載がないんですが、
0:08:40	例えばですね、5 ページ、
0:08:44	報告書、5 ページでございますけれども、
0:08:47	4 ページですね、4 ページの表 1 の件数、これのカウンターの仕方をですね、4 ページから 5 ページにかけて、
0:08:58	①番から⑤番についてそれぞれについて、添付資料 1、それから添付資料 2 の何をどうカウントしているのかといったところを、
0:09:10	明確にするよう記載を追加してございます。
0:09:13	報告書の改訂の内容についての説明は以上でございます。
0:09:21	シミズありがとうございます少々お待ちいただけたらと思います。
0:09:30	どんどん質問とか、これ。
0:00:04	規制庁渥美諏訪失礼しました。それでは成長を図る今の耐震計算書について、要望等があればお願いいたします。
0:00:17	どうぞ。
0:00:21	ここでは、はい。はい。専門検査部門の永井です。ちょっと今の資料で 2 点確認させてください。まず 1 点目なんですけれども、
0:00:33	これ仮確認ですんで、これまでいろいろ耐震計算書であるとか施工認の記載を検討されてきて
0:00:43	いるわけですけど、最終的に補修と改造と二通り使い分けているんですけども、これの定義をですね、
0:00:54	どこにどういうふうに記載するのか、
0:00:58	ご説明いただけますでしょうか。
0:01:00	1 点目です。
0:01:04	はい。原子燃料工業イトウでございますその点につきましては熊取事業所の方から回答するようにいたします少々お待ちください。
0:01:17	例年号炉でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:19	弊社の保安に係る真木基準と要領等いろいろございますけれども、その中に、補修改造に関連するような定義するところがございまして、
0:01:29	要は補修と改造と、微妙に社内での規定での言葉遣いが完全に一致して るわけではないんですけども、設工認に対応、設工認に申請して、
0:01:42	行う工事と、設工認には登場しないけれども、改造として行う工事と、 そういったものが、
0:01:50	その用法類に規定されてございますので、それぞれの改造に応じて、ど ういう手続きをするかというところをしっかりと定めてあると。その際 に、従来の場合、設工認に関係ないものについては、
0:02:03	場合によっては軽微なものであれば、作業計画書を要しないというふう な形で、或いは、どの低レベルの工事であれば、どのぐらいのプロセス を踏むかというところが不十分な
0:02:16	記載のところがございましたので、そういったところをしっかりと明確に 記載して、加工施設に関する工事は、設工認対象外の工事であっても、 作業計画を作成するということを明確にするという形で、改定の方を行 うと。
0:02:30	ということでございます。以上です。はい。専門検査部門の永井です。今 のご説明で理解しました。そうすると、いずれにしても設工認の申請書 上は、
0:02:41	現状改造という、
0:02:44	大きくくりで記載があるんですけどそれはもうそのままになりますという ことでよろしいですか。
0:02:52	逸見高野でございますご理解の通りでございます。
0:02:55	わかりました。
0:02:57	原子力、専門検査部門長井です。もう1点確認させてください。
0:03:03	これは資料の3ページ目の3.4の点検の考え方の④のところなんです けれども、
0:03:13	既設設備について、実際にですね、設置されている、もしくは設置した アンカーボルト、
0:03:23	等ですね、の類と、それから材料ですね、寸法が、今、今回点検した設 工認申請書と耐震
0:03:34	計算書は一致しているということなんです、実際のも脳がですね、と も一致してるというのは、事業者の方でクダウンとかですね記録等を確 認して、確認、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:49	したのであれば、何かそのところ、その旨を、何か明確にしておいていただきたいと思っています。
0:03:56	なんかちょっと記載を読んでたんですけども、計算書とそれから申請書の整合は確認されてるんですけど現物の確認のことがちょっと記載が見当たらなかったんですが、
0:04:09	もしやっているんだとかやってるウォークダウンしてると思いますけど、その点いかがでしょうか。
0:04:19	現行でございます。もちろん申請書に記載してある材質だったりといったものが、現物建っているかというところは、プラントグラムであったり、あとは検査をこれから事業者検査をやっていく上で、その辺のところ、
0:04:33	曖昧なところがないかというところで確認してございますけれども、そのあたり、耐震計算書の想定値と関連ないわけではないんですけども、それらはこの耐震計算書の総点検とは別にですね、そもそもの今回の第5回の補正をするにあたって、
0:04:48	そういう小点検も別途行っておりますので、ちょっとこちらの総点検の方にはその記載はしていないというふうな整理としてございます。
0:04:56	専門検査部の長井です。承知しました。これは耐震計算に関わるいろいろな点検なんで、それで今のご説明で理解しました。
0:05:09	以上2点なんですけどすいませんもう1点確認させてください。
0:05:15	これはちょっと記載の趣旨が私の方で理解できなかった点があるんですが、7ページ目の、
0:05:25	そうですね、4、
0:05:29	7ページ目の4.2ですね。
0:05:33	総点検、総点検を踏まえた申請内容の補正。
0:05:39	表2の欄外というかその下に、
0:05:42	記載がある(エ)両括弧Aなんですけど、この中で、なお、なお書きが、
0:05:51	途中から書いてあります3行目の後段ですね、設工認申請書記載と現場状況とのそごの確認の結果、
0:06:01	補正申請を行うとしている案件、これN f A系、23038-1、
0:06:10	については、表2には件数として含めていないと。
0:06:14	説明しております。この点について、
0:06:18	申請書記載と現場状況とのそごにより、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:23	補正申請する案件っていうのは、その1時から4時の設工認申請のその軽微変更ではなくて、
0:06:33	第5次の設工認申請の補正で追加するという趣旨なのでしょうかという確認です。
0:06:41	もしそうであれば、第一次さん、20撤去ですので一時34時申請の設備機器でご自身製の
0:06:52	設工認で補正する施設についてはこの中でなくても結構ですけど、具体的に説明をお願いしたいと思います。
0:07:04	で、
0:07:06	それとですね、1時から4時までで、障害事業者検査を実施済みの場合は、その対応その採用方針についても、検査結果に与える影響、
0:07:17	ですね、について説明をお願いしたいと思います。これはこの次の別資料もありますので、もしそちらの方で記載があるのであれば、
0:07:27	そういう説明でも結構ですけども、
0:07:30	どういう状況になってるのか、ご説明をお願いします。
0:07:37	はい。
0:07:38	現行の方で5オノでございます。ちょっとすいませんいろいろ総点検とか、
0:07:43	ふくそうしているのでもわかりにくくなっているんですけども、こちらの(イ)の中で書いてある、NHK2038-1で説明した内容というのは、
0:07:54	1月7日に現地調査に来られた時に指摘を受けて、設工認に書いてない工事でやっているものがないかということで、設総点検したものでございまして、そちらについては、この後
0:08:06	NHK2038-1の方で、34件の事項を抽出してすでにご説明済みのものでございます。
0:08:14	これらに対する措置をどうするかということに関しましては、この34件のうち、その修正が軽微な変更で済むと考えられるものにつきましては、第三次、或いは第4次の軽微な変更の届け出の中で、そういった修正を行うということございまして、
0:08:30	本日のもう1件の資料の方で説明する内容の中に含まれているというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:35	ただこの 34 件の中には、軽微な変更では、には該当しないと思われるものもございましたので、そういったものにつきましては第 5 次の補正の中で対応するという事で進めようとしているものでございます。
0:08:48	こちらにつきましては、近いうちに第 5 次の補正をさせていただきますので、その過程で説明をさせていただこうと考えているものでございます。
0:08:58	もう 1 件、検査済みのものについての扱いにつきましては、
0:09:03	今日の資料の中では触れて、
0:09:07	以下かどうかはちょっとすいません。
0:09:09	触れてはいないんですけども、
0:09:13	前回の面談でも少しお話をしましたけれども、野瀬保守から改造に変わるということですので、本日のコメント回答資料ですね、0、
0:09:25	615-5 の方にも書いてございますけれども、こういったものにつきましては補修から改造に変わると、設計変更にあたるということで、社内の設計のに関連するプロセスですね、設計会議であったり、設計報告書と、そういったものの改定等のプロセスを経て、
0:09:41	設計変更という形で、くり直すと、検査をしているものにつきましても、事後で検査できるものについては検査しますし、事故で検査できないものについては、もう一度工事をやり直すというふうな対応を行うということにございまして、そちらの方もコメント回答のほうに記載してございます。
0:09:58	以上です。原子力規制庁長井です。今のご説明で理解しました。ですのでこの軽微変更でないものについては、
0:10:09	これから提出される第 5 次の補正の中で、提出されたら、私たちは検査の
0:10:19	部門の方の目線ですけども、確認させていただきます。
0:10:24	今の説明で理解しました。以上です。
0:10:32	続いて規制庁、小澤ですけども。
0:10:39	この顛末書ですね、
0:10:42	3 ページ。
0:10:44	の、
0:10:46	②なんですけれども、
0:10:48	これ改造分について、改造する旨の記載があるかっていうところで、
0:10:54	1 パラ目で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:58	抜けていたものがこういうものがありましたっていうところをご説明されていて、それに対して、ふたパラメでどういう確認をするんですっていうことが書かれてると思うんですけども、
0:11:10	1パラ目をちょっと読んでいただきたいんですけど、1パラ目で記載が不足しているって確認された内容を、
0:11:18	布田パラメでその確認するとすると、見つけれないと思うんですけども。
0:11:23	どのように考えてこういう記載になってるんですかね。
0:11:28	ご説明をお願いします。
0:11:34	ちょっと、少々お待ちください。
0:12:16	原燃工でございます。
0:12:19	ちょっと日本語の繋がりとして確かにちょっとわかりにくいところございます。
0:12:24	1パラグラフ目に関しましては、こちらはこの総点検を行う前にもうすでにわかっていた内容に該当するんですけども、こちらの、以前、
0:12:35	ご説明済みの34件の事項をですね、こちら保守から改造になるということが、その段階の点検でもわかっていたものでございまして、一つ目のパラグラフについてはそういったものについて記載をしているというものでございます。
0:12:49	それ以外の、この34件以外のもので、改造に関する記載が計算書に抜けているものがないかということに関しましては、改めて耐震計算書と設工認申請書のほうの照合ござい行いまして、
0:13:02	そういう耐震計算書抜けがないかというものを確認したものでございます。
0:13:07	この際、私に直接関係のないものが特に記載がないという形で今回点検結果として出てございますけれども、例えばフードの
0:13:17	材質を変更すると、耐震と直接的には関係ないようなもの、こういったものが耐震計算書と設工認申請書を比較するということで浮かび上がってきておりますので、そういったものを今回抽出したということでございます。
0:13:30	以上です。
0:13:31	規制庁はですね、状況はわかるんですけども、1パラ目の確認をした時にですね、もろもろのその記載不足があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	そこをその関係のものをですね設工認別に補正されてるわけではないので、
0:13:53	クリアした状態の設工認申請書と比較したところですね、見つかるわけがないと思うんですけど、
0:14:03	一つ1パラ目のものはもうすべて、
0:14:08	3月24日の
0:14:10	総点検の方で解決済みのもので、残りのもので、設工認申請書、
0:14:17	との対比で確認したっていうふうに読めばいいんですか。
0:14:24	原燃河野でございます。はい。はいそういう
0:14:30	読み方になります。
0:14:35	慎重さですわかりました読み方を図りました。
0:14:39	なかなかちょっと読みづらいですねっていうところです。
0:14:42	それと、丸井、その前の①なんですけれども、
0:14:48	このところも今回追記されているところの内容が、
0:14:54	補修案件の抽出は、耐震計算書の添付書類の中の記載の確認。
0:15:01	あと、添付計算インプットの確認より行い、
0:15:06	加えて補修作業管理表との、
0:15:09	消防を行った。
0:15:11	具体的にこの添付資料でどういうことが書かれていて、
0:15:17	このインプットの確認ってどういうことをやられてるのかっていうのが我々わかるから。
0:15:25	この文章を読んでもですねどういうことをやられてるかっていうことがわかりますけれども、
0:15:30	この文章を読んだ、
0:15:33	読んでですねそういう背景を知らない人がですね。
0:15:36	は、わかるような文章にはなってないと思うので、このところ丁寧にきちんと書いていただきたいんですけども。
0:15:49	ネンコウのでございます承知しました背景はわからない方が見ても中身ということで他関わるような形で、丁寧な文章の方に修正の方をさしていただきます。
0:15:59	以上です。
0:16:04	規制庁側です。
0:16:07	よろしくお願いします。
0:16:10	それとですね、少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	規制庁がですね。それと 15 ページ以降なんですけれども、
0:16:48	補修作業に関する管理方法の不明確であった原因っていうのが 15 ページにあって、
0:16:56	それを受けて、是正処置が、
0:17:00	10、
0:17:03	7 ページですか。
0:17:05	に書かれてるんですけれども、
0:17:08	そもそもこれ補修作業。
0:17:13	ただ、
0:17:14	必要になった場合の連絡方法だとか、
0:17:18	その
0:17:19	補修作業管理表の更新方法だとか、
0:17:24	そういうところ記載されてますけれども、
0:17:26	補修作業管理表のですね、
0:17:30	運用にかかるルールっていうのはそもそもなかったっていうふうに説明を受けていたと思うんですけれども、こういう部分的なものだけで、
0:17:41	足りるっていうことなんでしょうか。
0:17:54	原燃高野でございます。
0:17:56	そうですね補修作業管理表についても社内の要領書等の方に定めた上で、管理して運用していくことになりますので、
0:18:07	いろいろこれまで管理の運用の中で不十分な点ありましたけどもそういったところも改善して運用していくということで、抜け漏れだったり
0:18:17	そういうところが起こらないような形で運用できるというふうに考えてございます。
0:18:21	あわせて作業計画を作成するというので、こちらの方も計画書だったり、作業の完了の記録だったり、いつ行ったといったところも明確に記録として残りますので、従来に比べると、
0:18:32	一旦レベルの高い形で管理できるというふうに考えてございます。
0:18:38	規制庁曾田です。状況わかるんですけれども、ですので、そもそも保守作業管理、
0:18:47	今日の運用ルールっていうもの自体の要領書を定めるということですから、そういう子等も読み取れるようにしていただきたいんですけれども、この、今回

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	特に問題点があったっていうところだけが、ただだけをですね要領書にこれから追記するってというようなイメージでか、読み取れますけれどもそうじゃなくてそもそも要領書自体もなくて、
0:19:12	作るんですよっていうところを、
0:19:15	のご説明だったと思うので、そうであれば、それが読み取れるようにしてください。
0:19:25	現行のでございます承知しました記載の方、読み取れるような形での修正案の方検討して追記の方ささせていただきます。以上です。
0:19:35	規制庁尾川です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:19:44	青井。
0:19:46	正常悲鳴という規制庁側からこの資料に関してのコメントは以上です。続けて
0:19:53	軽微変更の方の資料に移りたいんですけど少々お待ちいただけたらと思います。
0:00:03	お待たせしました規制庁ウツミです。それでは日比変更の資料についてご説明の方お願いいたします。
0:00:13	はい。原子燃料工業フジワラでございます。私の方からご説明させていただきます。資料はですねH2091でございます、
0:00:24	先行設工認申請書における記載の再確認結果と対応についてということでご説明させていただきます。
0:00:32	内容はですね1月の7日後2月の22日にですね、現地確認ということで
0:00:40	事業所に依頼していただきましたときにですね、いろいろご指摘がありまして、それでですね、我々いろいろ、
0:00:50	申請しているものにつきまして、
0:00:53	あと申請中のものにつきましてですね、再度いろいろな観点から確認をして参り、しております。
0:01:02	どういったものがありますかというですね2ページをちょっと開いていただきますと、3ポツにですね、それぞれのどういったことをしたかというのを書い記載させていただいております。
0:01:15	両括弧1から両括弧5になりますが、
0:01:19	一つはですね今ご説明させていただきました耐震計算書の総点検ですね、こちらがまずございます。それと二つ目なんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:29	これは申請書の添5ということですね、設工認の申請書と実際の工事の内容のそごですね。
0:01:38	これにつきましてははですね先ほどの説明の中にも出てきましたが、34件、
0:01:45	ですね、
0:01:49	5日、あったということで別途報告させていただいております。
0:01:53	三つ目といたしましてはですね、もう一度ウォークダウンをしっかりとするようにというようなお話ございましたので、我々
0:02:02	図面とですね現物をもう一度見直したということでございます。四つめはですね、貫通部の壁にですね、貫通部処理室、
0:02:15	とすることでですね、設工認に申請しておりますが、
0:02:19	もう一度ですねその貫通部の確認、あと記載の仕方についてですね。
0:02:25	確認するようにというふうに、ございましたので、そちらの対応ですね、五つ目はですね、それとは別に我々の方ですね、
0:02:34	検査に当たってですねもう一度、
0:02:37	確認したりですね、あと現在申請中の設工認の確認の中でですね、ちょっと見つかったようなものをですねそういったものが対象になります。
0:02:52	で、これらのちいですね、1枚戻っていただきますと、
0:02:58	等ですね、第三次設工認につきましては5件、第4次、節項につきましては24件、計29件の不備を確認したということで今回ご説明させていただきたいと思います。
0:03:13	ちなみに誤字につきましてははですね現在補正中のエチカと、
0:03:19	補正を出そうとしてます。申請書の中に盛り込むということになります。
0:03:25	それと先ほどご質問いただきました例の34Kの件でございますが、
0:03:33	こちらにつきましてははですね、
0:03:37	3時4時の対象というのが、計10件ございまして、
0:03:43	当時ですねせ、そのうち、建物を除いたですね、設備に関する内容6件、こちらがですね、この2、今日ご説明させていただく資料29件の中に含まれているところがございます。
0:04:00	あとですね、今回確認ですが、我々もすでにですね、1時から4時というのが認可いただいています。
0:04:11	そのうち2時というのはですね、これ撤去関係でございますので、残り1時から4時に対して行っております。既認可の分についてはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:21	そのうち今回の対象になって
0:04:24	ご説明させていただく 29 件がですね、3 時と 4 時ということになります。
0:04:31	続きましてですねこの 3 ページ以降のですね、
0:04:36	この一覧表でですね、簡単にご説明させていただきたいと思います。
0:04:42	まず、
0:04:46	一番からですね。
0:04:48	6 番までが、すみません、一番から 4 番までがですね、第三次、0 番からですね、ちょっと資料最後突き出し、
0:04:59	あのですね便宜上一番からじゃなくて 0 番からなっておりますが、
0:05:04	これちょっと最後につけ足して番号ずれ、
0:05:08	がですねしないようにしてしまいましたのでちょっとこういう形になってます。
0:05:12	09 番から 4 番まで、
0:05:15	6、5 番以降がですね良い施設になります。
0:05:19	まず第三次対象設工認対象の 0 番から 4 番はすべて建物で、第 1 加工棟の建物でございまして、
0:05:29	こちらにつきましてはですね、当間 0 番につきましては
0:05:34	実際背工事の中でですね、設工認とちょっと違う状況になってしまいましたので、具体的にはですね、
0:05:45	ボード壁がボードボードで閉止した部分があつてですね、は、
0:05:50	それは柱の
0:05:52	すみませんもう一度最初お伝えしますと、
0:05:55	この第 1 加工棟の壁柱ですが、耐震補強でですね、その近傍の壁を少し切り欠くような工事があります。
0:06:05	その近傍にですね、ボードの閉止部があつたんですがちょっと工事の過程でですね、この部分をですねコンクリートで最終的に静止してしまいましたので、
0:06:16	ちょっと現状の記載とそごがありますので
0:06:21	見直しですね。
0:06:23	一番から 4 番につきましてはこれは
0:06:27	記載の誤記もしくは記載不足ということでございまして、図面であつたりですね、あとは、
0:06:39	検査の方法の部分の記載ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:41	それとあと貫通部の記載ですねそういったものになります。
0:06:48	次にですね、4 ページ以降の 5 番になりますが、これは第 4 次設工認で ございます。
0:06:55	こちらですね第 2 加工棟関係がですね、
0:07:01	この
0:07:03	5 番から、
0:07:04	12 番までが建物、第 2 加工棟になってございます。
0:07:10	このうちですね、
0:07:14	まず、
0:07:17	5 番 7 番といったところ、4 ページ 5 ページの内 5 番 7 番こちらはです ね、誤記とかあと記載の不足でございます。
0:07:25	6 番につきましてはですね、
0:07:27	ここはですねちょっと建物のうち、
0:07:33	構造上、耐震とか影響ない部分でございますが、実際はですねコンクリ ートではなくてですね、
0:07:41	鉄筋コンクリートではなく一部コンクリートブロックの部分でございま す。
0:07:46	これはちょっとトイレとかですねその近傍のところでございます、そ ういったところの記載を見直したいというところでございます。
0:07:55	次 6 ページ以降でございますが、
0:07:58	こちらですね、
0:08:02	一番と、
0:08:03	10 番 11 番この 6 ページに書かれてます。
0:08:06	8 番、8 番 10 番、こちらはですね、記載の動き抜けといったものでござ います。9 番はですね先ほど 3 番と同じで、
0:08:17	火災壁の貫通部の記載でございます。それとですね第 2 加工棟の場合火 災区画の壁がございしますが、こちらについてはですね、
0:08:30	T 我々の方火災区域の貫通部、
0:08:35	しか記載しておりませんでしたので、火災区画のほうを追加で、
0:08:40	記載するというような内容でございます。
0:08:44	あとはですね、11 番がですね、この扉の切り欠きの寸法がですね、少し 違っていたということでこちらも見直しをさせていただきたいと思いま す。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:00	次 12 番はですね、検査の記載でございまして、こちらは誤記後、記載が不足してたということで、我々当初、不足の部分につきましてですね現行の記載で当初、
0:09:16	読めるかなというふうな考えもあったんですが、少し厳密に、
0:09:21	組み直し、読み直したところをやはり十分じゃないということですね、今回見直させていただきたいと思っております。
0:09:31	次 13 番以降がですね、設備になります、
0:09:35	こちらはですね、先ほどお伝えしましたような
0:09:41	記載のそごということで、設工認申請書と、
0:09:44	実際ですね、現物との差があったということで、それに合わせて見直させていただきたいといったものと、
0:09:53	あとウォークダウンでですね、ちょっと使ったような図面なり、ちょっと材質の誤り、そういったものを、
0:10:00	がですね、ずっと続きます。それが、
0:10:05	大体 21 番まで各設備に対してでございます。
0:10:09	最後 9 ページになりますが、
0:10:11	こちらですね、すいません、あとですね、ちょっと 8 ページの一番最後に 11 番でございますがこの設備にはですね、耐震計算書の総点検でですね、
0:10:22	見つかった誤りもございますので、これもあわせて、
0:10:25	軽微変更、見直させていただきたいということでございます。
0:10:30	あと 9 ページでございますが、こちらはですね、
0:10:37	まず、
0:10:38	22 番、23 番、こちらはですね、今ご説明させていただいた総点検で見つかった誤りでございます。
0:10:47	その次に 14 番と一つ飛びまして 26 番、こちらはですね、消防の、
0:10:53	関係でございます。ところ、公設消防のし、指導によりですね、
0:11:00	記載を見直させていただきたいということになります。一つはですね、換気塔に防火ダンパを設けると。
0:11:08	D にも 26 番の方はですね誘導灯を追加するということでございまして、
0:11:14	基本的には、この塗布意見でございます。
0:11:20	あと、2、
0:11:22	25 番につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	記載の誤記でございまして、みなさしていただきたいと。
0:11:30	あと 27 番は、検査方法、検査方法の記載の不十分と、不備ということになります。
0:11:38	最後に 18 番でございますがこれは耐震計算書の総点検で、見つかったものでございますが、モデル、閉鎖モデルが少し不適切じゃないという箇所があってですね。
0:11:51	それを再評価して、
0:11:54	結果を見直させていただきたいというところでございます。
0:12:01	いずれもですね。
0:12:02	基本的には安全、
0:12:06	設計に影響しないものでございまして、安全評価で設計、記載の見直しということになりますので、これらにつきましてはですね
0:12:17	軽微変更の方で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。
0:12:28	別府宇津木です。説明ありがとうございます。
0:12:31	それでは規制庁側から、質疑応答黒須も言いますとか。
0:12:38	を、1 つって言ったら、あれ、別紙 1 に関してある人。
0:12:45	以上です。それでは下司様に使いまして、No.0 から順番に質疑応答の方を進めさせていただければと思います。
0:12:55	まず、別紙の 00 番ですね、10 番についてですけども、
0:13:01	松井柏原です。はい。
0:13:08	扉の、
0:13:17	こいつも、
0:13:18	ないんで、
0:13:19	やっばなくなつて、他の P R A と同じもんで、
0:13:25	規制庁内海江藤ちょっと私から始めさせてもらいますけど、
0:13:29	別紙 0 番の閉止部の財津通についてももとの記載から変わってるってことで、
0:13:37	添付書類あるじゃない。別紙 0 の下の方に書いてありますけどこれって一応確認耐震評価上特に問題ないっていう理解でよろしいですか。
0:13:47	原子力工業ワラタニでございます第 1 加工棟ですね基本的には鉄骨のフレームですべて地震力を負担するという構造なつてございまして、この部分は、コンクリートブロックの壁でして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	第一課ごとの耐震用になってるものではございません。安全機能としては火災の防火区画という機能とですねあと遮へいにコンクリートブロックを見込んでると。
0:14:09	いうところで、それに対しましてはですね、部分閉C R Cで閉止してま すけれども、従前のコンクリートブロックよりは、
0:14:17	ご質疑保守性が確保できてるということになってございます。以上でござ います。
0:14:23	以上で、了解です。それでここで、それ以外、規制庁がわからんの。0 番、何かあります。
0:14:29	はい。
0:14:30	大丈夫です。それでは別紙の、
0:14:33	一番の方に移りますが、一番、何かある方あります。
0:14:40	規制庁側ですけれども、0番、
0:14:45	だとか、これ以降のものにすべて共通するんですけれども、4ポツで すね、設工認変更に伴う技術基準への影響っていうところで、
0:14:56	これきちんと説明していただかないと、これだけだと技術基準への適合 への影響はないって書かれてんですけれども、
0:15:04	この変更に伴って、技術基準のどの条文に関係していて、どういう記載 になっていてどういう表、評価の条件とか変わってなくて評価は
0:15:18	今回の変更内容でやら、もともとやられているから影響がないとかか すね、そういうものをですねきちんと説明していただかないと、
0:15:28	これだけだとわかりませんよっていうところですね、これだと、耐震だ とかにも影響すると思うんですけれども、もともとこういう今回の修 正、
0:15:41	されたようなもので、含めて、耐震の評価はやられているから、
0:15:47	技術基準への影響、適合には影響ないと、そういうふうに理解すればよ ろしいんでしょうか。
0:16:03	原子力工業ワラタニでございます。今回のですね軽微変更をお願いした い分に関しましては、もともと設計でそうになっていたんですけれども、
0:16:13	例えば検査でそこをちゃんと検査する項目が明確に記載されていないと いうようなところがございまして、基本的には技術基準にですね、
0:16:25	影響がないというところで、軽微変更とは当然影響がございまして はですね、誤字の補正の方でさせていただきたいと考えてございます。 以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	ちょっと質問の回答になってないんですけど、
0:16:44	別紙 1 で言えば、
0:16:48	えーっとですね、ちょっと待ってください。
0:16:54	検層項目。
0:16:56	部材リストが抜けているって言われていて、ここの部材リストに書かれているような内容というものを踏まえて、その
0:17:07	耐震評価だとかそういうものはやられているっていうことでいいんですか。それとも、その部分は、評価が必要なので、第 5 次で出しますよっていう説明をされたっていうことなんですか。
0:17:20	原子炉工業ワラタニでございます失礼いたしましたもともと耐震評価で見込んでいたものなんですけれども、そこを検査しに行く検査項目、
0:17:32	0 番に限ってということでよろしいでしょうか。今一番、一番、一番ですか。そうですね一番に関しましては、もともとそういうモデルを作って計算してございますけれども明確にそこを検査すると。
0:17:47	いう項目がなかったもんですから、対土足を検査するということで、追加させていただきたいと思っております。
0:17:55	以上でございます。規制庁檀です。内容はわかったんですけども、なので技術基準への影響のところの記載は、丁寧に今ご説明をし、されたような内容をですね、
0:18:06	丁寧に説明していただきたいんですよ。で、影響するものが耐震だけなのか、考えられるものをすべて挙げた上で、それぞれに対してもこういう評価をしているだとかそういう、
0:18:18	運営等評価の内容を踏まえると、影響ありませんよっていうところをきちんと説明していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:18:30	原子燃料工業フジワラです。
0:18:32	承知しました確かにご指摘の通りですね、ものに確かに誤記の部分とかはですね
0:18:41	現状の設御所記載でも受間分十分な部分もあるんですけど今おっしゃられましたような部分ですね、0 番一番。
0:18:49	とかそういったものにつきましてはですね、技術基準に影響まずあるのかわからないのか、そういったところからですね、もう少し固定短丁寧に、
0:19:00	記載させていただきたいと思います。
0:19:03	以上です。
0:19:06	規制庁小沢です。別紙 1、1 に関しては私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	規制庁、梅津では、別紙2の方に移りますけども、2である方がシミズとするか。
0:19:21	専門検査ハヤカワですけれども、今回、この渥美の話なんですけれども、設置工認上で、基本的には [] 数字が書かれているのに気づかなかったという話で一応検査は、
0:19:35	終わってると思うんですけれども、今回軽微変更を出した後、
0:19:41	検査は、再検査されるということでよろしいんですか。
0:19:45	確認です。
0:19:48	名刺旅行業荒谷でございます。
0:19:52	別紙2の方でございますけれども、基本ですねこちらの設工認の時にはこの歩み行ったと言われていた検査することにはなってございません。というのも、ここを耐震上もですね工藤常務。
0:20:04	安全機能になってない板でした。
0:20:08	こちらですね今回軽微変更させていただくに当たりましてやっぱり図面に書いてあることは、事業者検査の中で確認しておくべきであろうということで、
0:20:20	追加でチェックしておりましたところですね、実際できているものと、設工認記載されている、厚みが違っていたということで、こちら、事業者検査等まだ検査しておりませんので軽微変更させていただきました暁にですね、
0:20:35	こちらをもう一度、検査要領書の方改訂して検査やりたいと思ってございます。以上でございます。
0:20:43	専門検査ハヤカワですけれどもそうすると、気づかなかったんですけども、もともと検査範囲ではなかったという理解なのか最初は、
0:20:56	阿比留西出木暮。
0:20:58	だけれども、
0:21:02	基本的には書かれていることをやらなきゃいけないということで、今回軽微変更を出した後、要領書を改訂して、
0:21:14	検査をすると。
0:21:16	いう理解でよろしいですかね。
0:21:20	原子炉工業荒谷でございます。お察しの通りでございます。はい、わかりました。
0:21:28	原子力規制庁ないんです。今の中で、 [] で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	ここは削除でして、マッキング失礼いたしました。これ、うちの方で言っちゃったらごめんなさい。
0:21:45	いや、
0:21:46	何ですかね。
0:21:49	いやいや、はい。では次の別紙3にいけますけども、
0:21:54	正常ですけど別紙3ですけど先ほど俵通りいろいろ影響評価のところがわからないところでちょっと今とりあえず確認なんですけども、今回笠井。
0:22:05	V Tのファンツールの修正って形でナンバー3がありますけど、これ火災影響評価、
0:22:10	いや関係ないっていう認識でいいんでしょうかっていうと後もう1回これ附属書類の方の説明書の方の図面とかって、修正不要なんですかっていうところで、
0:22:22	お願いします。
0:22:27	原子燃料工業の井上でございます。火災が延焼しないように、貫通部処理をするということですので、火災供用後には影響はございません。
0:22:38	で、
0:22:41	附属書類の方についても、影響はないものでございます。以上でございます。
0:22:46	ちょっと了解です。
0:22:48	他ありますでしょうか。
0:22:50	どれ。
0:22:52	規制庁座ですけども、
0:22:57	10、何ヶ所かこのほかにも出てくるんですけど、ここの設工認、
0:23:03	申請段階の記載プラントウぐらいによる調査が不十分だったっていうのが何ヶ所か出てくるんですけど。
0:23:11	これってどういうルールでやっていて、
0:23:15	それに対して、どういうところが不十分で、こういう結果に至ったのかっていうところを、
0:23:22	ご説明いただけますでしょうか。
0:23:32	現行イノウエでございます。
0:23:35	衛藤。
0:23:36	第1加工棟の催告数は第二課ごとと同じなんですけれど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	貫通部の位置が正しいかという観点で、もう1回、すべての貫通部を確認いたしました。
0:23:50	その結果、
0:23:53	抜けて高城、あと余分にくっついてた
0:24:00	ないだないはずないところに貫通部をつけていた箇所とかが出てきましたので、こうやって
0:24:07	軽微変更しようとしているものでございます。
0:24:10	すべての貫通部をもう1回1から見直したという方法でやってございます。以上でございます。
0:24:17	規制庁、名和です。すいません私の聞き方が悪かったんだと思うんですけども、そもそも今回のことを言ってるのではなくてですね当初のプラントウォークダウンというものをやって、
0:24:29	設工認申請当初を作成して一旦だと思うんですけども、プラントワークダウンというのを、どういう観点でやられて、やられて、こういう状況に至ってるのかっていうところの、
0:24:41	説明を、今ご説明あった内容って、そもそもトランスを行う、施工に申請書を作成するにあたって、実施するときも当然やられている、そういう認識でやられている。
0:24:53	内容だと思うんですけども、
0:24:55	当初のところと、今回のところでどういう違いがあって、当初のとき、どう、どういうそのルールでこうやっていて、こういう状況になってるのかっていうところを、
0:25:07	ご説明をお願いしているところですが、
0:25:11	原子燃料工業フジワラでございます。
0:25:14	今ご説明させていただいたのは、貫通部に限らずですね、いろいろな部分で、我々普段しております。例えば設計シャーの方でですね、設備設計であれば、設計者の方で、
0:25:28	したりですね、図面を起こす時にですね、そういう担当者であと、こういった先ほど貫通部に付きましてもですね、それぞれ、
0:25:39	設計担当がやっておるところでございますが、
0:25:43	実際この体制、設計者がやって各部なりで
0:25:50	体制でやっておるんですが、設計者がですね見間違ったりあと記録に落とすときとか、そういったときにですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:01	少し間違ったりということで、それをですねさらに再点検を、が不十分だったところがございます。
0:26:10	そういったところですね、もう一度、見たと後はですね、
0:26:15	ちょっと1人の人間がしてるわけではないのでいろいろな方がやってですねその場合、この程度のものであれば、
0:26:27	間違いがあってもいいかとかですねそういった見方もございますので、そこがちょっと統一がとれてなかった部分があって、もう一度、今回違う人間がやったりですね、しまして、
0:26:39	突き合わしたりして
0:26:43	それぞれ違いをですね、確認したところでございます。
0:26:47	以上です。
0:26:49	規制庁澤です。そうするとそもそももう当初やられてる時というのは、どういう観点に注意してランクフラン土木ダウンをやるかとかですね、どういう観点で見るべきなのかとかそういうところの整理を、
0:27:04	きちんとした上で、皆さんに周知して実施すべきだと思うんですけども、そういうところに至ってなかったって、
0:27:12	いうふうに理解すればよろしいんですか。
0:27:17	まさしくご指摘の通りでございまして、現地燃料工業フジワラでございます。まさしくご指摘の通りでございまして、今回もですね、
0:27:28	例えば貫通部の処理に除き貫通部の位置につきましてはですね、
0:27:35	一度設工認として完成した、9図がありますのでそれを元にですね、もう一度、担当者、あと並びにですね、これに限っては第三者も含めてですね、
0:27:47	もう一度、すべて確認したというところでございます。
0:27:51	はい。以上です。
0:27:55	規制庁小沢です。状況はわかりましたので、これ以上質問はありません。
0:28:04	内海です。とても先ほどのナンバー3の同じ先ほど私が質問した火災影響評価に関係ありませんところ一応確認なんですけど、
0:28:14	この新しい貫通部は仕様表の方の数分の資料である通り、他のもともと監査部と同じように建築基準法に基づいて消防士に設定されてるものなんですよってこの理解でよろしいですか。
0:28:29	1年の工業のようでございます。その通りでございます。
0:28:32	営業センター了解ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	それでは、ナンバー4の方に移りたいと思いますけども、
0:28:40	規制庁ウツミ t h a tナンバー4D、資料の書き方的なところでちょっと、
0:28:45	質問というかちょっと直して欲しいんですけど。
0:28:49	ただナンバー4の、いっぱいありますけど、
0:28:54	いただいてる資料の表で言うと、
0:28:59	資料4 ページ目の上から二つ目のところの前ですね
0:29:07	柱の鉄筋鉄骨コンクリートというので、鉄筋の材料のところに県から追加しましたけど、これは書き方的には何かなかったので追加しますといえるけど、
0:29:18	もともとの申請書を見ると、同じ材料の検査、別にいろいろ書いたものがあって、ちょっと全体的なところ、今回の布施衛藤、別紙の資料全体的なことがいえるけど、
0:29:30	スピーカーしてんのか、変更してんのかよくわかんなくて検査の項目を、
0:29:34	なんでちょっと全体的検査の表っていうのはもともとあった表を並べて、新旧みたいな形でちょっと書いて欲しいなっていうのが思ってるんですけども。
0:29:45	お願いしてよろしいですか。
0:29:52	明治の工業の藤原でございます。今ご指摘で、我々もそういうふうに気づいたところでございますので、マツイ今ご指摘あった対木下文化、
0:30:06	修正したものか、つい、そういったところをですねちょっとわかるように、ちょっと工夫してしたいと思います。以上です。
0:30:15	規制庁機密了解よろしく申し上げます。
0:30:19	岡ナンバー4。
0:30:20	前身ありますでしょう。
0:30:24	とりあえず
0:30:28	大丈夫ですか、記載がありますか。そう。ちょっとこれ、
0:30:33	きちっと町長、少々お待ちください。
0:30:37	採用。
0:30:38	そうなんです。これ今のね、もともと書き出し同じ。
0:30:42	なんだけど、
0:30:44	今、説明ができなくなっちゃう。
0:30:51	40

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:57	後で、
0:31:01	とりあえず
0:31:03	これ、おんなじなんです。書き出しは、いやです。全然いいんですよ。ありがとう。
0:31:12	ちょっとさ、最後にまとめて、じゃあ衛藤すいませんじゃちょっとN o. 4はちょっと今、今、今、岩島白崎ナンバー5から始めて始めますけども、
0:31:23	花村別紙5ですね、ぜひもう何かございますでしょうか。
0:31:28	すいません規制庁内海です。別紙5なんですけども、
0:31:33	白土大庭の材質追加っていうもので、これも評価なんですけどこれは耐震評価これ財津さん評価、そもそも、
0:31:43	変更した倍数で評価してましたのかっていうところかまた変更しても、評価に影響ないんですよとかどっちかなと思うんですけど。
0:31:50	そこら辺の耐震評価上の影響っていうのはどうなんだろうかっていうことで、
0:31:57	原子燃料工業荒谷でございます。こちら本来ですね、
0:32:07	スクリングではないと思うんですけど、 <input type="text"/> である講座を使っているところには、
0:32:15	すいません、 <input type="text"/> したと思うんですが、 <input type="text"/> であることを明記してございまして、それ以外にですね、特に材質はないものは、こういう鋼材を使っていますという注釈を書くべきところですね。
0:32:33	注釈が欠けかけてなかったもので、最初に言った材料だけが、すべての柱がですねそういう材料であるかのように見えてしまいますけれども、
0:32:44	耐震計算の中ではちゃんと材料分けて、モデル化してございますので、記載の追加をさせていただきたいというところでございます。以上です。
0:32:55	五つ目。了解です。
0:32:57	他、別紙もありますでしょうか。
0:33:02	規制庁座間です。すいません繰り返しになるんですけど、その技術基準への影響のところの説明というのは、おそらくこれから同じような質問が繰り返されると思いますんで、
0:33:15	全体見ていただいた上で、記載を統一して、
0:33:21	記載していただくように心がけてくださいなんか現状の記載もですねおんなじこと言っているのに、これ違う記載であったりとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	より詳しく書いてるところもあればですねほとんど書いてないところもあったりっていうようなところで、濃淡があるので、きちんと全体に渡して、同じトーンで書くようにしてください。
0:33:43	お願いします。
0:33:46	原子燃料工業、福浦でございます。承知しました。
0:33:58	とりあえず、ホッパー特になければ、別紙の、
0:34:03	6ですね、6に移ります。
0:34:06	成長するんですけど、別紙の6なんです。これもまた同じなんですけども当資料の方から、修正の方影響評価上、
0:34:15	問題ない、変更が生じるものじゃないですねという確認で、特にこの、
0:34:20	今回、鉄筋コンクリートとコンビルブロックって形に変えてるんですけど、これはもう耐火時間が違うんで、
0:34:28	そこら辺のあった。
0:34:29	他の変更北ネンコウが固体サージ管とかの中も仕様の変更とかも踏まえて、
0:34:35	影響評価上どうなんですかというところで教えていただけたらと。
0:34:44	原子炉工業荒谷でございます。もともとですねプラントウォークダウンされた方がですね、
0:34:52	ちょっと
0:34:54	当然事前に説明してプラントを出してたんですけども、中には
0:34:59	コンクリートブロックがコンクリートだというふうに思い込んで検査、プラントございましてしまった節がございまして、それをもう一度です。ね今回先ほどありましたように設計者、プラント九段下者以外が、
0:35:11	プラントウォークダウンをもう1回やり直すということで徹底的にやり直して、出てきたものがございますけれども、基本的には耐火時間が、コンクリートの場合2時間ですけれどもコンクリートブロックで1時間と。
0:35:23	ということで基本
0:35:25	特定防火設備等すべてですね1時間、あれば、火災許可に影響がないと。
0:35:31	ということになってございますので、影響評価の方には影響はございません。ただ、仕様としてはですね確かに2時間が1時間の耐火に変更になってございますので、
0:35:42	私はきちっと書かせていただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:48	内海です。了解です。あとすいません同じ6番で主力でこれは機械の、ちょっと確認なんですけど、
0:35:54	22ページの別紙6に記載されてる三つのコンクリートブロック劇ってやつとあと
0:36:01	下保護者の別表はもう2-1-11のコンビルブロック増益ってのはちょっと、
0:36:06	記載の名前がちょっと若干違うんで、これは皆さんの方の整理で問題ない名前の、
0:36:14	違いっていう形で理解すればよろしいですか。
0:36:23	原子炉工業ワラタニでございますそのあたりですねもう一度よく確認いたしますけれどももうそもそもコンクリートブロック
0:36:33	として自立等できる場合はコンクリートブロック造といいますけれども、
0:36:37	5鉄筋コンクリート造の壁の間と間に埋め込むような場合はブロック壁というふうな形で記載したいと思ってございます。ちょっともう一度その辺きちっと見直させていただきたいと思います。以上でございます。
0:36:51	完了会社の整理がされていればいいと思うんでよろしく申し上げます。
0:36:57	他はNo. 6あります。規制庁座ですけども、
0:37:04	技術基準への影響のところは、火災のみならず、耐震だとかにも影響ないのかということも含めて、記載をお願いしますということと、あと
0:37:16	20ページですね、
0:37:21	別表下の方の別表ですね。
0:37:24	コンクリートブロックのところの予備寸法って書いてあるところのですね、
0:37:32	下の下線引いてある、かつ有効、そのあと数字が書いてあるんですけど、
0:37:38	これって何を意味しているんですかね。
0:37:55	原子燃料工業ワラタニでございます。
0:37:59	ちょうどですね本日の資料24ページのところに、これちょっとたまたま別紙6の方なんですけれども、等を記載してございまして、コンクリートブロックの耐火時間に関しましては建築基準法の方でですね、
0:38:14	このBワンとB I Iという、渥美が有効厚さということになってございましてそちらの方を記載してございます。
0:38:23	以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:32	B版、
0:38:40	かつ、
0:38:43	これが、要は <input type="text"/> 、
0:38:46	これは <input type="text"/> だと。
0:38:49	次ですけどその確認で、あれですよねそのB I b数の、確か肉厚が <input type="text"/> っていうんです。
0:38:57	原子炉工業ワラタニでございます失礼いたしました。ブロックの厚みとしては <input type="text"/> でAとB案とB I Iの足した合計が <input type="text"/> あるということでございます。以上でございます。
0:39:11	3月。了解です。
0:39:13	ちなみに今のお話があった中津優甲田編てこれマッピングの情報ですか、いいわけですね。
0:39:22	こちらはですね建築基準法の告示で定めてございますので特にマスキング不要かと思っております。若干基本了解です。
0:39:36	今荒金さんが聞いのところの発言もありましたけれども、厚さですねそこも問題ない。
0:39:48	あの有効の数字のところだけじゃなくてですね、厚さについても、数字言われてましたけど、そこは大丈夫なんです。
0:39:56	はい。どうでしょうかね。すいません今日本日お出ししている資料ではマスキング箇所になってございます。ただ通常の実事の企画のブロックの寸法でございますんで、
0:40:07	できればます。
0:40:09	マスキングしていただければと思います。
0:40:13	了解です。以上でございます。
0:40:22	パート16に大丈夫。
0:40:24	じゃあ、別紙7に移りますけど、別紙7で、もあるかと言いますでしょうか。
0:40:32	いや、ごめんなさい。専門検査ハヤカワですけれども、別紙7ですけれども、一応今回、扉の位置を変更することで、検査のときには気づかなかったと。
0:40:44	いう話が書かれてるんですけども、今回は、
0:40:50	変更軽微な変更を出した後に要領書を改訂して、
0:40:56	再検査をされるという理解でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:03	原子炉工業ワラタニでございますこちらですね各階平面図の方では扉の位置きちっと合っていました。立面図の上ですね、
0:41:13	若干ずれが生じていると。
0:41:16	ということで、検査としては所定の位置で平面図を持って検査してございますんで、今回の軽微変更届け出いたしますけれども、検査の結果には影響がないということで確認できればと思っております。以上でございます。
0:41:33	専門検査はやがてであればそういう記載をしといてもらえます。何かこれがもっと再検査をしなければいけないようにも読めるんで。
0:41:43	実際、現状どうやって、今回の変更でも、前の記録が生きると。
0:41:51	いう形を記載しといてもらいます。
0:41:53	よろしくお願いします。
0:41:55	はい。原子力工業荒谷でございます承知いたしました。
0:42:04	結局ですジワー別紙の、
0:42:08	8番で、それ、思います。
0:42:11	あって注水ですと別紙の8なんですけど、これもあまり影響評価なんですけど、
0:42:16	耐震と遮へいの評価は、
0:42:19	に関係ないですかというところでご説明をお願いいたします。
0:42:28	原子燃料工業荒谷でございます。こちらですね室内側から見たときに開口部、給気口のようなものが見えたのでその寸法を測りまして、耐震上は開口欠損として、
0:42:43	モデルに考慮しております。ですねちょっとこれよくよく調べて装置みたいのを外すとですね、
0:42:49	こちらの水銀灯の安定器というものが入ってございまして熱があるので熱が出るので室内代わり熱を逃がすようにガラリーのような構造になってたということで実際は、
0:42:59	壁に開口がなかったということになってございます。こちらですね耐震計算を欠損見てやっけて十分持ってございますので、開口がないということに関しては保守側になると、遮へいに関しても、
0:43:13	同様に保守側になるということで、技術基準への影響がないというふうに判断してございます。以上でございます。
0:43:21	一応1名と了解です。
0:43:23	他ありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:27	規制庁座ですけど、ここは火災区画だとか火災区域の境界にはなってなかったんですか。
0:43:38	原子炉工業荒谷でございますこちらですね2種管理区域のちょうど外周部外壁面でございますして、特にその火災の処置をするところではございません。
0:43:49	以上でございます。
0:43:51	火災区域境界ではないという理解でよろしいんですね。
0:43:57	はい。はい。
0:44:03	火災区域の境界ではございますけれども笠井井同士の境界にはなってございません。以上でございます。
0:44:12	火災区域同士の境界って、すみません。
0:44:18	それを跨いで火災区域間になっているってということなんですか。
0:44:25	原子燃料工業の井上でございます。
0:44:28	貫通部の処理に関しまして、火災区域、
0:44:32	火災区域、
0:44:34	を貫通する場合には、
0:44:36	そこを処理すると、あと、
0:44:40	第二課ごとの場合は、第一種管理区域とす建物外側の貫通部を処理するというので貫通部処理とすると言われます。
0:44:51	今回の別紙8に書かれてますのは、第二種管理区域と、建物外、
0:44:57	ということですので、もしここに貫通部があったとしても、貫通部処理はしないということになるところ、ところでございます。以上でございます。
0:45:08	そういうふうな、
0:45:11	もう、もう、
0:45:15	違うライン。
0:45:18	あれ、規制庁座ですけど今のご説明だと、火災区域と、その外部と通じているところの、
0:45:29	貫通部については、処置をしないでいいという、
0:45:36	ルールになってますよっていうご説明だったんですね。
0:45:42	えっと、
0:45:43	火災区域と外部というのは第二種管理区域の火災区域と外、建物外。
0:45:52	との間ということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:54	第1週管理区域の火災区域と外部とは、処理をいたします。以上でございます。
0:46:06	うーん。
0:46:07	状況はわかりました。
0:46:14	原子力規制庁の長井です。すみません今のでちょっと念のため確認させていただきます。そうすると第二種管理区域、いわゆる
0:46:25	動線のない区域と外壁外部ですね、の境界の外壁は、建築基準法、
0:46:33	上もう特に
0:46:36	なんすかね貫通部の処理は、要求がないということで、
0:46:41	よろしいんですか。
0:46:48	原子燃料工業のカノメでございます。
0:46:52	今、長井さんご指摘の通り、通りといいますか建築基準法上はですね
0:46:59	建物を、
0:47:01	外部に面した。
0:47:04	開口部であって、その先にですね、延焼するようなものがない場合は特にそういった処置を求められているものではございません。
0:47:16	そもそも火災区域の貫通部処理、
0:47:20	というのはですね
0:47:21	ある火災区域から他の火災区域に火災が延焼することを募集する目的で行う処置でありますので、今回第2加工棟の
0:47:33	外側に面した火災区域、
0:47:37	と、屋外に面した、
0:47:39	開口部については処置不要としております。ただし
0:47:44	第一種管理区域の境界が外に、
0:47:48	面してるような、
0:47:49	部分については
0:47:51	閉じ込めの観点からですね、象徴することとしております。そういった設計等をし、考えてございます。
0:48:01	考えてございます。以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。今の説明で理解しました。
0:48:14	志水衛藤では
0:48:18	別紙の9の方に、
0:48:21	移りたいと思いますが、ちょっといいですけど、
0:48:24	これも今までの場合の影響評価の関係ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:28	浅井層、一対とあと耐震
0:48:31	評価上関係ないと、影響ないってことを説明お願いします。
0:48:49	言説下。
0:48:50	原燃工の井上でございますすみません、もう一度、
0:48:53	お願いします。成長率ナンバー別紙 9 について、火災影響評価と溢水評価それから耐震評価上問題ないということを説明の方をお願いします。
0:49:23	規制庁内海ですけど。衛藤。
0:49:26	すいません通信状況いかがでしょうか。先ほど私申し上げたのと聞こえてますでしょうか。
0:49:33	原燃工の井上でございます。すいませんちょっと反応が遅れて申し訳ないです。火災影響評価でございますけれど、
0:49:42	貫通部の処理、
0:49:43	火災、
0:49:46	区画間、火災区域化についてのところを数値処理する分で、火災影響評価を貫通部処理するというので、火災評価には駅はございません。
0:49:58	また水の防止につきましても、
0:50:03	溢水の
0:50:06	処理をすると。
0:50:08	ということで、してございますので、溢水影響評価に対する影響もございません。
0:50:13	他社の方はちょっとお待ちください。
0:50:29	原子炉工業ワラタニでございます耐震につきましてはですね、今回の追加しています。河西加来の境界は、第 2 加工棟の耐震を上げられているところではございません。方法が、ボード壁ということなので、
0:50:44	第二課ごとの耐震性には影響ございません。以上でございます。
0:50:50	提供初めて了解です。
0:50:52	規制庁、小沢ですけれども、今の御説明の溢水についてなんですけれども、
0:51:00	これっていうのは
0:51:02	今回貫通部を追加することによって、その変更貫通部の変更することによって、もともと溢水の評価というのは、
0:51:14	変更を踏まえたところで評価されていたから、
0:51:17	影響ないっていうことでよろしいんですか。貫通部があっても、そこを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:23	水が通過していくのか、そこで食べていくのかとかですねその考え方にしたがって、評価というものはきちんとなされていたから問題ないっていう。
0:51:34	ご説明だったと理解すればよろしいんですか。
0:51:37	原子燃料工業フジワラでございます。馬越すみません説明が不十分で、配管自体がですね、大体あるの高所でございます。
0:51:48	一方ですね、溢水自体はですね、数センチ、
0:51:55	10 数センチそういったオーダーでございますして、溢水自体に全く影響はないところでございます。で、そもそもいす自体はですねそういう配管がですね、
0:52:06	貫通部処理、例えばあったとしてもですね処理された状態でございますね、やっておりますのであくまでも、この配管自体がですね、この図面上、記載が不
0:52:19	不十分だったというところでございまして、評価には直接影響しないというふうに考えております。
0:52:26	以上です。
0:52:29	規制庁小澤です。
0:52:32	状況を図りましたんで、それもわかるように説明をしてくださいということと、あと 32 ページでございますね、
0:52:41	3 ポツの今後の対応のところ、火災区域貫通部については、使用表工事フロー検査法技術基準適合説明を変更するってあるんですが、
0:52:55	菅、何だ、溢水に関する貫通部については、
0:53:00	これらが必要ない。
0:53:02	ということでよろしいんですか。
0:53:06	原子燃料工業フジワラでございます。
0:53:10	これらにつきましてはですね。はい 1 市についてはですね、
0:53:17	悉皆そのように考えております。
0:53:21	以上です。
0:53:24	すみませんそそこがちょっと理解できなくて、
0:53:31	工事フローに影響ないっていうことは、工事で発生するものではないからってということですかね。あと、検査も、図面上変更されていれば、件数、
0:53:44	その前追加だとかそういうことも発生するような気もするんですけどそこも発生しないということよろしいんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:53	原子燃料工業フジワラでございます。まず、今回負区画の方でですね追加してるところでございますが、
0:54:06	こちらにつきましてははですね、もともとその貫通部先ほどお伝えしましたように溢水時ではもう少し低い高さでございます、この配管とか等の貫通部には影響しないレベルの位置でございます。
0:54:20	ただし、溢水につきましてはですねこの壁自体を改造した時にですね、ずっと落ちたときにですね、
0:54:30	といたしますか、そういったものを設けますので、そちらは別途検査をしまして、その内容につきましてははですねすでに設工認に盛り込まれているところでございます。
0:54:42	よってですね今回の軽微変更で行う貫通部につきましてははですね、溢水については、関係しないということになります。
0:54:53	以上です。
0:54:55	規制庁で別途やられてるということと理解しましたので、わかりました。
0:55:04	今のちょっと溢水ですね、もう耐震も含めまして、きちっとですね、技術基準のところにはですね
0:55:14	記載させていただきたいと思います。以上です。
0:55:18	はい。規制庁小澤ですよろしく申し上げます。
0:55:24	とか、今の部分であります。
0:55:27	規制庁P S A等では続けて電子の住人通じタイプの
0:55:33	ページウツミですけども、
0:55:35	ちょっとこれ、
0:55:37	確認なんです、別紙の10、D1パススルー、
0:55:43	パッキングですねこれ
0:55:45	これも同じとかた影響評価。
0:55:52	影響はあるんですかないんですかというところでちょっと確認したいんですけれど、お願いいたします。
0:56:05	原子力を終わりたいんでございます。
0:56:09	こちらですね基本的には小荷物専用昇降機そのものをですね、2室に荷物を入れるための扉と、これも専用昇降機を動かしてるモーターが設置されている部分ですね。
0:56:22	そちらの点検孔と本来、上下に二つ扉が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	あるんですけども、それをあたかも1枚の扉のように申請してございまして、今回そういうメンテナンス用の扉も抜けてた部分を追記させていただきたいと。
0:56:38	ただしですねこちら建屋南雲となつてございまして、どちらも棒稼働になつてございまして火災の影響評価には影響はございません。以上でございます。
0:56:48	トスネット了解です。他ありますでしょうか。
0:56:55	じゃ、別にちょっと。
0:56:57	江藤別紙の11に移りたいと思います。
0:57:01	規制庁角衛藤ちょっと11で確認したいんですけど。
0:57:09	これ先ほど私が言った通りで、検査項目、
0:57:17	ちょっと待ってください。
0:57:22	すみません、失礼しました規制庁ですけど、私の方ございませんでしょうか。ありがとうございます。
0:57:33	規制庁漬すでは別紙NO10。
0:57:37	中にはさっき委員の方に移りたいと思いますけども規制庁でここについて先ほど私が申し上げた通り何を追加して何を修正してんのかわかるように通じていただければと。
0:57:49	思いますのでよろしくお願ひします。
0:57:53	他何か。
0:57:55	別紙11、じゃあ、規制庁がですね41ですけども、こちらの火災影響評価には影響がないということよろしいですか。
0:58:11	原子力工業ワラタニでございましてこちら、屋外に面したですね2種のところ、扉でございまして、影響評価の方には全く影響ございません。以上でございます。
0:58:23	規制庁浦です。はい、承知しました。
0:58:31	常設別紙10についてとか、別にあります。
0:58:36	専門検査ハヤカワですけどもちょっと確認だけです。第2加工棟のところで検査方法をいろいろ追加されましたけれども、
0:58:45	既設の第2加工棟の床面の塗装の件は検査するという話でよろしかったですか。
0:58:56	確認です。
0:58:59	資料工業荒田委員でございまして。一種の除染のしやすい仕上げのところの床面の仕上げですね、こちらは検査といたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	以上でございます。
0:59:11	確認をありがとうございますはい、OKです。
0:59:20	岡別紙 12 大丈夫。
0:59:23	仮定しました。
0:59:24	アウトage物に数は続けて別紙の 10 番の 1 に移りますけども、
0:59:31	ページウツミ衛藤佐瀬。一応確認ですけど、別紙の 13-1 でこれ入れているってボルトのところの件で、耐震評価上は、冒頭基本的に関係ないっていう理解でよろしいですか。
0:59:46	原燃工のでございます。はい。耐震評価上、固体新宅正確な落下防止の評価ですけれどもこちらの方は今、こちらの影響はないということを確認してございます。
0:59:56	とりあえず了解です。他、13-1 あります。
1:00:03	大丈夫。
1:00:04	じゃなければ 13 の
1:00:08	2 の方に、
1:00:10	移ります。
1:00:13	当町でよろしいんですけども、13 についてもこれ
1:00:18	同じように耐震の方のところの関連でいくなんてことをご説明いただけると思っています。よろしくお願ひ。
1:00:26	ネンコウのでございます。こちらの方も、4 ポツの方に書いておりますけども、 <input type="checkbox"/> 、最も材料よりもより強度の高い材料ということですので耐震上影響がないということを確認してございます。
1:00:40	了解してございます。
1:00:43	他 13-2 についてありますでしょう。
1:00:48	大分、
1:00:51	規制庁オザワですけども、ここ
1:00:55	ももとの材料と今回の材料で強度を有していることからって、
1:01:02	3 県ですけど、
1:01:06	今回へん。
1:01:12	あ、
1:01:15	そうです。
1:01:22	A と、
1:01:24	何ですか御説明の長藤。
1:01:27	以上の強度を有するっていうところこれ本当にそうなんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:33	ちょっとまた言っちゃいますけども [] は [] の強度を有するって、それは逆じゃないんですか。
1:01:44	逆ではないです。ここで言うのは設計、
1:01:48	もう数字も言いますけど設計上の強度ですけども、制約は設計上の強度が [] の設計上の強度は [] ですので、設計の時はその数値を使っておりますが、
1:01:59	生産夜久野が強度が高いということで、問題ないということ、説明してるものでございます。わかりました。その数値もマスキングで構いませんので、
1:02:10	入れるようにしてください。
1:02:14	根来でございます承知いたしました。
1:02:21	はい。議長次ありがとうございます。では別紙の 14 に移りたいと思います。
1:02:28	一応編は耐震の耐震評価に関係ないということをご説明の方お願いします。
1:02:38	はい。ゲーム高野でございます。
1:02:40	屋根高野でございます。こちらの方は、もともと補修と言っていたものを、
1:02:47	改造にということですのでもともとのこの
1:02:53	評価条件の変更自体は何もございませんので耐震への影響はございません。以上でございます。
1:02:58	以上です。了解。ありがとうございます。
1:03:01	専門検査はやカワですけれども、今回、この場合だと、もう既設で一応検査は終わってるという形なんですけれども、設工認を軽微変更出した後、
1:03:13	障害事業者検査は、再検査を行うということでよろしいですか。確認です。
1:03:20	県の小浦でございます。変更の届け出の後には、検査要領書の改定を行った上で再検査を行う予定としてございます。以上でございます。はい。
1:03:35	新名 K とか、はい。
1:03:37	江藤じゃあ成長無線ですけども。では続いて、別紙の、
1:03:42	15 の一井ですけども、何かございます。
1:03:49	後は大丈夫ですか。はい。形状シミズでは 15 日は特にないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:54	15-2の方に移りますけども、
1:03:58	規制庁ウツミですけどもDCの十分になんですけども、
1:04:05	来はりの位置の修正のところ、資料46ページの図面の説明にあるところで、
1:04:16	あれですねこの拡大図の右側の全体図、これは申請書のほうのんですけど、申請書に506ページの方に、
1:04:25	同じように張りの、今回修正しますっていうと狩野。
1:04:29	図面がありまして、これとちょっと今ても資料はないので、
1:04:36	また申請書を見ていただければと思うんですけど、もうちょっと改善対応の方でそちらの方にも同じように針の記載があって、修正が必要なんじゃないかなって思うんですけども、今回修繕するのはこの今資料で示している。
1:04:52	粗大ごみ良いいっていう理解でよろしいですか。
1:04:56	根来でございます。こちらの方全体図と拡大図があって、ちょっと
1:05:03	今修正後の拡大図のみ示しておりまして、もともとの認可された方、
1:05:09	幼児の方では、三本はぎに対して拡大図が1本のみ今記載している状況です。3本とも同じ、
1:05:18	軽度という、
1:05:19	ことだねというふうに考えていたので1本しか載せてなかったんですけども、右側2本の方だけ向きが違うということで今回拡大図3を載せるということです。で、全体図の方も、非常に小さくてほとんど見えないんですけども、そちらについてもあわせて軽微な変更の方で修正をさせていただきます。
1:05:36	今回この資料の方では全体像の方を見ても、もう非常に小さくてほとんどつぶれている状況ですので、説明としてはわかりにくいのでこの一番わかりやすく、
1:05:46	今回の軽微な変更で変わるところということで、この拡大図のところを記載しているものでございます。以上です。
1:05:53	そういう中でた予算が抜けなく、
1:05:56	了解。
1:05:57	ありがとうございます。
1:05:59	他15にありますでしょ。
1:06:04	ページウツミつくじゃ次が、
1:06:09	別紙の16になりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:12	規制庁ウツミ別紙の16なんですけど、これは只野沖なんですけど、
1:06:18	16日水型と0ですか、これ畠野木が違うので、
1:06:25	だからもうこれ、資料の最初の方表だと、ちゃんと語って
1:06:30	直じゃないけどこっちの別紙の資料、全部間違えてるので修正する時だけ合わせて修正をお願いしますというところで、
1:06:39	前後でございませ大変失礼いたしました。そちらの修正さをさせていただきます。以上です。すいませんもう1個、
1:06:49	今回の周辺地盤関係ないんですけども、
1:06:52	この
1:06:54	トレイの
1:06:55	台数なんですけど、
1:06:58	これまでの申請書上に係る申請を見ると、14っていう機会があって、
1:07:05	あるんですけど、一方で第5次申請の今の補正でそれを見ると、同じような水がT r a i t sっていうものに対して、
1:07:12	金属テープ樹脂っていうふうに修正してるんですよね固定で、今回の幼児の方って、特に金属製って記載が追加されていないんですけど、そこって大丈夫ですかっていう、ちょっと確認です。
1:07:30	玄河野でございます。
1:07:32	ちょっとちょっと少し聞こえなかったんですけど、今、5時の話を、
1:07:37	麻生です規制庁ウツミですけど文字の方にある溝畑と0っていう、もう同じようなもので、
1:07:43	誤字の補正で樹脂だけじゃなくて、金属製っていうものを材料の名称に加えてたんですけど、こっち後の方の磯がトレイは直さなくて大丈夫ですかっていうところの確認です。
1:07:57	はい。
1:07:58	4時では、燃料棒が振れるところ。
1:08:03	ということで自主と書いてございまして、
1:08:12	そうですね。
1:08:16	他の部分との性交等を考慮して、
1:08:20	うん。
1:08:23	受振のままで問題ないというふうに考えてございます。
1:08:29	特に何か漏れとかじゃなくても全然問題ないんで大丈夫。
1:08:33	水戸です。
1:08:35	ここはナンバー16あります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:40	大丈夫。
1:08:42	8 ページ 8 センチ。
1:08:43	規制庁小沢ですけれども、すみませんこの内容に書かれているところで、
1:08:49	実際は 2 行目あたりからなんですけれども、トレイのその個数が書いてあるんですけれども、この図を用いて、どこをどう数えるとこのトレイの数になるのかっていうのをちょっと示していただけませんか。
1:09:06	背景の河野でございます。
1:09:08	ネットですね。
1:09:14	ショバで移したほうがわかりやすいかと思うんですけどもいかがでしょうか。お願いします。
1:09:49	において、
1:10:23	えっと、
1:10:25	別紙。
1:10:28	16 の方で、
1:10:30	南から二つ目の水がトレイト。
1:10:33	入っているものと、北から一つ目と書いてございますが、こちらの図の方今、上が南出下が北となっております。
1:10:43	で、北から一つ目というのがこの列ですね。
1:10:48	移らない。
1:10:52	ここの線上にある。
1:10:54	トレイ。
1:10:55	ユーザーと 0 となっております、今回ここのところが 1 ヶ所、
1:11:03	は余計だったのかな、余計なものが書いてございましたが、実際は、こちらからカウントすると、1、
1:11:10	2、
1:11:12	3、
1:11:13	C、
1:11:15	5、下の列の方。
1:11:21	除いていきますと、
1:11:23	ここまでで、
1:11:24	小貫ということで、ここのところの数が来たから、
1:11:28	一つ目の水がドレーンの数についての誤りでございます。
1:11:32	もう一つが南から二つ目というところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:36	ここの列、
1:11:38	この列ですね。
1:11:40	この列に記載している通りでございます、ここの記載がなかったんですけれどもここ記載を追加したということで、こちらから数えますと、
1:11:55	ちい。
1:12:01	この列のものを新居さん。
1:12:05	C、
1:12:06	一方、
1:12:08	6、
1:12:10	あっち。
1:12:11	9
1:12:18	ちょっと待ってください。
1:12:29	えっとですね。
1:12:35	これですね。
1:12:38	それをカウントしていくんですけども、1、
1:12:42	D、
1:12:45	移って見えない。
1:12:50	3、
1:12:52	C、
1:12:56	6、
1:12:57	7、
1:12:59	8、
1:13:00	9と、こういうふうにカウントして9個ということでございます。
1:13:07	規制庁座間です。数え方わかりました。ありがとうございます。
1:13:16	おっかい声をする。
1:13:18	立てて、
1:13:20	1、20分で30分。
1:13:26	規制庁、国井ですけれどもありがとうございました。すいませんちょっと時間が長引いてしまいましたので一旦休憩とさせていただきます、
1:13:33	15時30分から再開としたいんですけども、熊取側よろしいでしょうか。
1:13:42	例年こうでございます承知いたしました。
1:13:44	あ、規制庁修了者では15時30分再開としますのでよろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:00	上手に撮影等、了解です。それでは図ということで、
0:00:04	別紙の 17、
0:00:07	いきたいと思いますが、規制庁はまだ 17 日って何かございますでしょうか。
0:00:13	専門検査はやカワですけれどもこれも季節は検査済みなんですけれども、
0:00:20	変更届後、使用前事業者検査要領書を改訂し、再検査ということでよろしいですか。確認です。
0:00:30	元の河野でございますご理解の通りでございます再検査を行います。
0:00:35	はい、了解しました。
0:00:40	規制庁充実とそれでは、別紙の、
0:00:45	18 の方に移りたいと思いますが、
0:00:48	18 について何かございません。
0:00:51	専門検査はやカワですけれども、これも要衝改定し、再検査ということでよろしいですね、の確認です。
0:01:00	はい、原燃工でございます同様で同じでございます。これ以降も申請書そごを、いわゆる 34 件と言っているものについては検査したものについてもすべて再検査を行う。
0:01:11	としております。以上です。
0:01:13	専門検査はやカワですけれども、了解しました。
0:01:19	以上でずーっとそれでは、別紙の 19 に移りたいと思いますが、なんかもあるかと思えます。ありますでしょうか。
0:01:36	これの方が、
0:01:39	これも、
0:01:40	19、
0:01:42	そうですね規制庁です
0:01:45	さっきの、先ほど私が申し上げた水がトレイについて 19 号、動きが型の動きです。
0:01:51	ありますのでこちらの資料の修正の際に、
0:01:54	あわせて修繕の方お願いいたします。
0:01:57	根来でございます重ねて大変失礼いたしましたこちらの方も修正させていただきます。以上です。
0:02:06	他、ない大丈夫。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:12	城角です。それでは別紙の 20 の方に移りたいと思います。20 で、確認事項お願いいたします。
0:02:21	規制庁鶴沢ですけれども、高野 4 ポツのですね技術系基準への影響のところなんですけれども、このベースプレートの向きが影響しないっていうのは、
0:02:34	修正というか変更した。
0:02:38	ものが、長手方向に位置を変更しているので、影響ないというふうに読めばいいんでしょうか。
0:02:49	エネ高野でございます。耐震評価上は、こちらのももとの誤っていた抜きであろうと、今回修正する他の抜きであろうと、耐震計算上は全く影響がないという意味でございます。
0:03:03	インプットとして、こっちについては関係ないということの記載だということですね。
0:03:08	そういうことでございます。
0:03:10	拝承しました。
0:03:18	規制庁次では特になければ、1-20、
0:03:23	1 の最後に 1 の方に移りたいと思いますが、
0:03:27	2 個ある方いらっしゃいますか。
0:03:31	はい。大丈夫。1 月にそれでは続けて別紙の 20、
0:03:37	1-2 ににつきまして、確認ですけども、
0:03:41	ちょっと写りですけども一応 3000 個あたり、確認で、
0:03:45	ありまして、
0:03:50	よっぽど評価のところろう、
0:03:56	すいません失礼しましたちょっと私の方は特にはない。
0:04:01	また何かございますよね。
0:04:04	規制庁和泉ですでは、別紙の 21 のファンですけども、
0:04:09	成長はまだ何か確認事項あります。大丈夫。
0:04:16	規制庁、浦です。
0:04:18	平成 21-3、今後の対応のところ、このように修正箇所を提示いただいているところなんですけれども、
0:04:29	他の部署分、他のもので、こういう記載がなかったということは、
0:04:34	こういう今回の変更に伴って、評価の結果だとか、等の記載に提供したものがこれしかなかったっていうことでよろしいんですよね。
0:04:46	そういうふうに理解すれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	現在河野でございます。ご理解の通りです。1人です。あとまだちょっと登場してませんが、一番最後の28番、こちらの方も評価上の方を若干訂正するものがございます。それとしてそれとこれと合わせて2件でございます。
0:05:05	規制庁からです。状況承知しました。
0:05:12	規制庁、末光藤21も入れましたのでそれでは続けて20ページの22の方に移りたいと。
0:05:21	別紙の22につきまして、確認事項あります。
0:05:29	後、ない。
0:05:39	スズキステージウツミですけども、ちょっと受けて別紙の20、
0:05:45	関連。
0:05:46	あんですけども、何かございます。
0:05:49	大丈夫。
0:05:51	規制庁驚見です。23になりませんので、24に移りたいと思います。
0:05:58	弊社24.85あります。
0:06:05	専門検査はやカワですけども、別紙24は、今回追加したことによって、新たに要領上、制定して、
0:06:16	要領等を改定して追加分の追加検査をするという理解でよろしいですよね。
0:06:23	久納原子力工業荒谷でございます要領書の方をですね改定するか新たに一つ起こしてですね、きちっと工事終わった後検査をしてということを考えてございます。以上でございます。
0:06:35	それとはやカワで了解しました。
0:06:41	内海です。それでは別紙の、
0:06:45	25の方に移りますけれども、25で確認事項出ますでしょうか。
0:06:56	えっと、原子力規制庁の、専門検査部の長井です。
0:07:01	今回この変更は、
0:07:05	この20、別紙2の65ページの真ん中にある表、第1-2条。
0:07:14	で、寸法検査、
0:07:19	とするという事になってまして、説明を、
0:07:26	見ていきますと、下の2ポツの設工認上の経緯の(3)の検査段階で、
0:07:33	申請書通りの処理能力検査として実施し、
0:07:40	設工認通りのスポーであることを検査しているが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	当該検査は処理能力で適切かという観点で確認していなかったということで、今後の対応としては、
0:07:55	当申請書の、
0:07:57	当該図表の検査項目を処理能力から寸法に変更するということで、今のあの表、ページの真ん中ですねタイトの2行が、
0:08:07	寸法ということで下線が引かれております。で、
0:08:12	これを見た時にですね申請書には、検査の名称会派のこともあるんですけども、
0:08:22	どこの、
0:08:26	すいません、えっとですね。
0:08:29	4時の設工認申請書の、
0:08:31	表の第1-3。
0:08:36	検査の項目を記載しているのもあるんですが、そこに性能検査として、
0:08:45	記載されている部分もありますので、寸法検査とするのであれば、この辺の記載もですね、
0:08:54	どのようにするのか。しかも処理能力として、2号検査として、
0:09:00	の計画になっておりますので、
0:09:03	ちょっとこれを、こっちの影響といいますかね、どういうふうに検討する。
0:09:08	整合がとれるのと、と整合が取るように整合するように、
0:09:14	何か善太伊井の見直しが必要かと思うんですけど。
0:09:19	そこら辺の今、検討状況わかれば教え、説明していただけますでしょうか。
0:09:31	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:10:15	原子燃料工業でございますすいません。
0:10:18	現在確認中でございますして
0:10:22	さ、最後にまた回答させていただければと考えているんですけども、いかがでしょうか。はい。お願いします。
0:10:32	それで結構です。
0:10:34	あと専門検査ハヤカワですけどちょっとここで確認したいのが、第5廃棄物貯蔵棟として、その他の性能の中で、貯蔵量という記載があるんですけども、
0:10:49	それに関しては、
0:10:52	焼売事業者検査ってやられるのかやられないのか、確認。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	できますか。
0:11:02	原子炉のこういうフジワラでございます。
0:11:07	土地廃棄物の保管区域につきましてはですね、一応、貯蔵能力は、保管能力ということで、スペースの大きさとかですねそういったものを確認して、
0:11:22	一応 A と書いている能力があることの確認はしますので、
0:11:27	ここで言うですね、
0:11:29	能力の確認はいたします。
0:11:32	以上です。
0:11:34	す。
0:11:36	はいキーの処理能力ではなくて、初動量が記載されていると思うんですよ。
0:11:42	仕様表の中に、
0:11:44	その検査はやるのかやらないのか。
0:11:48	ちょっと、
0:11:54	原子炉の工業フジワラでございます。
0:11:56	ですね廃棄物の、
0:12:00	ほかにつきま、廃棄物につきましてはですね、
0:12:04	保管廃棄が処理能力。
0:12:08	という形になりますんで廃棄能力ですね。
0:12:11	ちょっと、ちょっと、
0:12:17	原子燃料工業のことです。
0:12:20	等廃棄物ⅠⅠ－Ⅷ保管の
0:12:24	能力ですねそれを第、
0:12:28	4 強足。
0:12:31	どべ 640 ページ下の表ですねそこに具体的に書いてあります。
0:12:38	こちら等の対になってるのがタイトの三瓶の方でして、こちら、この 3 表との 4 表は、
0:12:48	第 5 廃棄物貯蔵棟の建物そのものではなくてですね、戸田議員廃棄物貯蔵棟の
0:12:55	中にある保管、
0:12:58	廃棄設備、
0:13:02	廃棄物保管区域の、
0:13:04	設備としての、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:06	検査のことを、この3表とこのようしておりますので、今回のこの警備員混同してるのはあくまで建物側の、
0:13:16	藤新居様のことなので、直接これとは関係ないということで整理します。
0:13:23	それも検査やったですけども、処理能力の件はいいんですけども、この、この2でね、実際の第5廃棄物長等の仕様表の中、
0:13:39	2、
0:13:41	貯蔵量っていう数値が出てきてるんですよ。
0:13:45	それを検査しなくていいんですかという確認です。
0:13:56	DC燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
0:14:10	そうそうそう。
0:14:14	ちょうど5、
0:14:21	んと、
0:14:22	そう。そうそう。俺、俺も勘違いしてたもんだから、
0:14:27	これ施設条例でしょ。それって危険物の。
0:14:31	だ権限物側で、基本的やらなきゃいけないんだよ。
0:14:35	建物としての、
0:14:37	2月、2万リットル分だから、だから200リットルであった同じなんですけど、同じものもいいんだけど、
0:14:46	エリアと建物で、
0:14:49	違うことを言ってるから、
0:14:52	検査としてこっちも、とりあえずその原子燃料工業の岡です。おっしゃっているのは、
0:15:02	一般紙のその他の性能の欄の、
0:15:05	記載の、
0:15:06	数値の話のところでしょうか。
0:15:09	1000ハヤカワです。そうです。その他の性能のところ危険物としての貯蔵量は最大って書いてありますよね。
0:15:20	ですから、入ってものと、また、保管エリアで別の記載が実はあって、
0:15:31	中身は一緒なんですけれども、検査として見たときに、建物側の検査として、
0:15:40	貯蔵量、
0:15:41	保管エリアとしては、
0:15:44	能力。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	をやらなくていいんですかという確認です。
0:15:53	原子燃料工業の方です。
0:15:57	ここに書いてありますのは
0:16:01	第5 廃棄物貯蔵棟がですね危険物倉庫という意味合いで一般
0:16:07	仕様として、これぐらいの貯蔵量に抑えないといけないということがあ るということを書いているスペック、何て一般的な
0:16:18	値をですね、これについては特に事業許可の方では、ここまで書いては いなくて、あくまで許可の中では
0:16:29	廃棄物の量ですね。
0:16:31	そちらの能力だけを確認するというので整理しています。
0:16:39	ですんでその他の性能の中の検査特にこの自主事業者検査項目に挙げて いないです。
0:16:50	専門検査はやカワですけども、そもそも使用前事業者検査は、
0:16:57	設工認に書かれている紙を、
0:17:01	を満足するために、検査をしなければいけないという話であれば、
0:17:08	ここのその他の性能も、
0:17:11	検査としてはやらないといけないんじゃないですか。
0:17:38	例年こうでございます少々お待ちいただけますでしょうか。
0:18:18	A、
0:18:24	はい。原子燃料工業の方です。
0:18:28	と、
0:18:29	ここに、
0:18:30	限らずですね設工認に出す仕様表の中でですね、検査、
0:18:37	焼売優先すると。
0:18:39	いうことはですね一般事業のところに書いてあるし、ところ。
0:18:46	ではなくてその技術基準に基づく仕様の中に書いてあるものは、
0:18:54	検査するという整理にしてましてその他の性能の一般仕様の欄に、つづ いてはですね間、特にその周住所検査として、
0:19:05	は、実施はしないという整理には
0:19:09	従前からしております。
0:19:17	専門検査はやカワですけども、今のご説明で一般仕様に書かれてるそ の他の性能は、使用前事業者検査ですべてやられてないという理解でい いんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	要するにやってるものもあるとかやってないものもあるとか、素行が逆に、
0:19:41	何か整理されてるんであれば、そこを説明してもらえればいいんですけども。
0:19:51	今回の説明で、その他の説明は、使用前事業者検査としてやってません、やりませんという、
0:19:59	説明で、
0:20:01	よければ、今後、要領書を見たときに、
0:20:06	その他の性能の検査をやった場合が出てきたら、
0:20:11	それはそぐうが出てきますよね。そこをちゃんとこう自分たちで考えて、
0:20:19	どこまで、
0:20:22	やらなきゃいけないか。
0:20:23	そこはちゃんと整理していただければと思います。
0:20:27	以上です。
0:20:33	原子燃料工業の開発、承知しました。
0:20:43	はい。原子力規制庁ナガイですけども、
0:20:46	先ほど別紙 25 の
0:20:51	とですね、これは何ページ、65 ページで、処理の第 5 廃棄物貯蔵棟の処理能力くうの、
0:21:01	記載を寸法にするというところで、事実確認したんですけども、今やりとりをずっと見てもう一度再確認して、ちょっと私の
0:21:12	事実誤認があったので、念のためその確認も含めて、もう一度確認をしたいと思いますけどよろしいですか。
0:21:25	はい。はい。
0:21:27	まず別紙 25 の真ん中の飛田イトウの 2 表の、今安全課千賀にて寸法という検査に、
0:21:37	だったんですけど、もともとこの検査項目の目標は、私は藤大斗の賛否を見てしまったんですが、との 1 票。
0:21:50	をまず見た上で、第 5 廃棄物貯蔵棟の検査は、1 号検査しかありませんので、こちらの方は、寸法検査ということでその検査に合わせて、
0:22:02	1-2 表の、
0:22:04	検査 2-7。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	の、今処理能力と書いてあるところを、寸法検査に変えるという、この資料の作り込みになっておりますので、その点についてはちょっと私の方の、
0:22:19	事実誤認がありまして、
0:22:23	藤小野瀬資料の説明で理解をしたところですよ。
0:22:29	で、
0:22:30	よろしいですかね。
0:22:32	で、その上で、
0:22:35	資料をですね、先ほど最初に別紙の4とかですね別紙の9とか別紙の12で、
0:22:45	この検査に係る表が、その追加なのか修正なのかが、現状とですね、非常わかりづらい。
0:22:56	記載になっているのでそこは追加の追加っていうことで明確にしていただければよろしいかと思っておりますので、他の別紙の4、
0:23:06	9、10人と同様な形で明確にですね、変更前後がわかるようにしていただければと。
0:23:15	思います。
0:23:17	よろしいですか。
0:23:22	原子燃料工業の岡です。最初の事実誤認のか。
0:23:27	確認のところはご理解の通りでございます。あと、その検査の方法に関しての変更点、修正点、
0:23:40	そう。どこを追加がどこを修正かっていうことがわかりやすいように検討はいたします。
0:23:47	以上です。はい、原子力規制庁ナガイ率をね、そ、明確にするようお願いいたします。
0:23:56	それで、もう1点ですね特に資料にはないんですが、ちょうど今見ている設工認、今表が出てくるかな、表アート、大東の2表の
0:24:09	2分の2。
0:24:11	640ページのところですね。そうですね。その検査の
0:24:18	度、
0:24:19	配置検査のところのですね真ん中の段落ですけど、
0:24:26	代行廃棄物貯蔵棟と、火災中止葛西元中心との
0:24:33	離隔距離を、
0:24:35	測定または関係書類により確認するというので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:41	になっておりますけれども、ここですね、物によっては、というか評価では、笠井県中心で円筒モデル等ですね、使って、
0:24:52	評価はしてると思いますが、実際の検査の段階においては、モデルそのものというよりも、危険距離、
0:25:03	を測るときに、か、どこどこを測るのかということが、をよく考えて記載していただく。
0:25:13	なければよいと思いますので、
0:25:17	というのは、特にその立石基地内の森林火災を想定した場合にですね、
0:25:25	と皆さん添付の説明書では、いわゆるの簿価対と言えいいんですかね。
0:25:32	森林の竹やぶのですね、管理をする距離とかですね、もう記載がありますので、建物からその森林までの、
0:25:43	森林の境界まで、
0:25:47	そこを管理するように、記載がありますから、検査でどこを、
0:25:53	どういうふうに確認して判定するのかというところとあわせてですね。
0:25:57	ここに細かく書けというよりは、河西の中心下、葛西元の中心を、
0:26:05	わかればいいのか、どういうふうな検査の方法にするのかということ
	を、もうよく検討していただいて、記載の修正が必要であれば、
0:26:17	そのところは、
0:26:20	必要な修正をかけていただければと思いますので、
0:26:24	ご検討お願いします。
0:26:33	原子炉工業荒谷でございます。設工認の方直すかです。直すかですね、要領書を事業者検査要領書の中で明確に定義して、この間諮りますと、
0:26:45	それはちょっと検討した上で対応させていただきたいと思います。以上でございます。
0:26:51	原子力規制庁ナガイです。そうですねよく検討していただければと思い
0:27:13	規制庁ウツミそれでは、
0:27:15	続けて、別紙の 26 番、
0:27:18	5 に移りたいと思いますけども、26 の方で何か、
0:27:23	規制庁が確認して、
0:27:28	専門検査ハヤカワですけれども、別紙 26 は、検査が終わってますけれども、追加工事が発生して、
0:27:41	誘導と 3 台ですか。これを
0:27:46	要領書を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:47	改定か新たに作るのかよくわからないんですけども、追加検査を実施するという理解でよろしいですね。
0:27:56	確認での現行のイノウエでございます。
0:27:58	しめし 26 につきましてはまだ検査を行っておりません。これから工事を着手するという状況でございます。以上でございます。
0:28:09	一つはよく了解しますそうですね。検査はしてませんでした。わかります。了解しました。
0:28:17	規制庁、小澤ですけども。ここも今までと同じですけど、技術基準の影響のところは丁寧に説明してくださいというところで、
0:28:28	申請書上で、この技術基準、
0:28:32	要求がどういうものがあってそれに対して申請書にどう書いてあって今回の変更がどうなのかっていうような流れでですね。
0:28:40	説明するようにお願いします。
0:28:43	以上です。
0:28:46	現行のイノウエでございます。承知いたしました。
0:28:55	要するに、それでは、別紙の 27 番の方に移りたいと思います。
0:29:01	27 番について、確認事項とあります。
0:29:09	はい。
0:29:11	はい。
0:29:13	一応規制庁内海です。では、続けて、最後の 28 番の方に移りたいと思いますが、28 番。
0:29:25	技術力定着年数、すいません衛藤とりあえず 28 番まで一通り確認させていただいたんですけども、1 件ちょっと後、誤記を指摘し忘れたんで、
0:29:35	要は P R E たいと思ってたん。
0:29:37	ページの 6 番、ページの 6 の、
0:29:40	24 ページに記載されるの番号は別紙、4 時申請の件、200 円、321 ページですか。
0:29:48	表が違うので、修正しといていただければいいと思いますと、あと資料のとかは今、今度修正されると思うんで、
0:29:59	後半にちょっと 1 回見直していただいて、
0:30:02	届け出をするし、
0:30:04	届け出変更する表と同じ番号。
0:30:07	にちゃんと直すようにお願いします。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	原子燃料工業でございます承知いたしました。修正して提出させていただきます。
0:30:24	規制庁角谷それでは、
0:30:28	町側からの本日の確認はこれで終わりですけども、何で事業者が特に何かなければこれで本の
0:30:39	予定相談は終わると思いますが、何かございますでしょうか。
0:30:45	原子燃料工業フジワラでございます。
0:30:49	資料ですね、若干ちょっとこの後聞い以前に技術基準のところ、記載が不足してる部分がございますので、
0:30:59	基本説明はさしていただいたんですがそういった内容をちょっと追記、
0:31:04	したいと思います。
0:31:06	それ等ですね、ちょっと
0:31:09	ちょっと修正だけお伝えさせていただきます 51 ページですね別紙の 18 -5 歩 II でございますが、
0:31:19	これこの変更で該当するところがあるという、
0:31:24	のでいろいろ図番とか、並べておりますが、このうちの上から五つ目です。
0:31:32	ズー2-11-2、両括弧 2、これすいません、ちょっと記載が不要でございまして、ちょっと間違っこれまで書いてしまってるんですけど、両括弧 1 のみでございます。こちら、
0:31:45	ちょっと改訂版です。次は削除したいと思います。
0:31:52	以上です。
0:31:55	一応詰めた了解しました。
0:31:57	それでは本日もどうぞ。
0:32:00	専門検査はやカワですけども、ちょっと資料の中で、検査済みのものがね、再検査をやるということが、
0:32:10	わかるような記載にさせていただきます。
0:32:14	検査を行ってないんですけども、検査をやったものが、今後どうされるのかっていうのが分かる記載にさせていただければと思います。
0:32:25	はい。原子燃料工業フジワラです。ちょっとそれもお伝えしようと思って、ちょっと言い忘れましたが、先ほどですね、例えば平面図で、
0:32:36	検査に関係しない平面図、
0:32:39	すいません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	検査を平面図でやって扉の位置の変更ですね。ただ、横断面図ではずれてたんで直しますって言って、それを件数に影響しないんですけど後のもので、
0:32:51	検査をやり直すもしくはまだやっていないものにつきましたはですね。
0:32:57	今後の対応のところろくにでもですね、別途開きたいと思います。
0:33:04	ただ例えば一番最後の 28 番なんかはこれはモデルで検査結果だけ見直しますというようなもので直接件数に影響しないようなものにつきましたは、
0:33:16	再検査、追加検査をする予定はございませんが、そういうものについてはきちっと記載させていただきたいと思います。以上です。
0:33:26	専門家さんハヤカワよろしくお願ひいたします。
0:33:32	規制庁のウツミです。それでは本日の面談の方を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。